

# 税務相談室

## 医業と消費税

北海道医師会顧問税理士 留目 正

**問い：**消費税は医業についても課税されることになったと聞きますが、どのように改正されたのでしょうか。アウト・ラインだけでも教えて下さい。

**お答え：**社会保険による医療等は非課税ですが、自由診療による医療には消費税が課税されるのは従前と同様です。今回の改正は、免税点と簡易課税の金額が引き下げられたということです。

### I 消費税の仕組み

消費税は、消費に対し、広く薄く負担を求める間接税です。医療、福祉、教育等の一部を除き、ほとんど全ての国内における商品の販売、サービスの提供および保税地域から引き取られる外国貨物を課税対象として、取引の段階ごとに5%の税が課されています。

医療については、社会保険等に係る医療等は非課税とされていますが、自由診療は課税の対象となっています。なお、助産に係る医療等は自由診療ですが、特別に非課税とされています。

### II 改正点① 免税点は1,000万円に

今回の改正で、“免税点”が3,000万円から1,000万円に引き下げられました。これに伴い、診療収入が比較的小規模な個人、法人も、場合によっては課税事業者になるケースが十分考えられます。

### III 改正点② 簡易課税の適用が5,000万円に

従来から“簡易課税”を選択していた、大中医

療機関の多くが面倒な本則課税の対象となることが予想されます。(2億円→5千万円)

### IV 留意すべき課税・非課税の判断

#### ① 室料差額の取扱い

特別の病室の提供に対する保険外収入としての室料差額は、原則として課税取引とされますが、この場合の特別の病室とは、患者側の方からの申し出による場合に限られています。したがって、療養上の必要性がある場合や他の病室が満室であるため等患者側の希望によらない場合には、その病室の提供に対する対価は非課税とされます。もちろん、この場合には、差額徴収自体が認められないと思います。

#### ② 自賠責保険に係る収入の取扱い

自動車事故の被害者に関わる診療についてはその支払形態が自動車損害賠償責任保険、任意保険、加害者の自費支払いのいずれの場合であってもその収入は非課税となります。

#### ③ その他収入の取扱い

(イ)課税：人間ドックの収益、各種健康診断の収益、美容整形の収益、他の医療機関から検査の委託を受けた場合の検査収益、各種文書料、消毒剤、洗濯料、容器料等々。

(ロ)非課税：妊娠しているか否かの検査料、妊娠の判明以降の検診・入院、分娩の介助料・妊娠中および出産後の入院に係る差額ベッド料、出産後(2月以内)に行われる母体の回復検診料、新生児の入院および検診料等々。

### V 改正の実施時期

① 個人 平成17年1月1日より(前々年が基準)改正消費税法によれば、個人事業者の場合、免税点、簡易課税とも、その基準期間(前々年：平成15年)の消費税法上の課税売上は、平成15年1月1日から同年12月31日の課税売上となっています。

② 法人 平成16年4月1日より(前々期が基準)平成16年4月1日以後最初に開始する課税期間の基準期間(前々期)の課税売上の金額は、平成14年4月1日から15年3月31日の課税売上高となっています。

※ 基準期間の課税売上が1,000万円以内なら2年後の期間は免税事業者ということです。